

## 地域の底力再生事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域のコミュニティの振興を図るため、白河市町内会連合会に加盟する単位町内会がこれまで培ってきた「協働」・「伝統」・「融和」の力を活かして実施する自主的な活動に要する経費に対して補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象及び助成金の額)

第2条 補助金は、単位町内会が別表に定める事業を行う経費に対して交付する。

2 補助金の額は、当該事業を行う年度の6月1日において単位町内会に属する世帯数に応じ、別表に定める額とし、予算の範囲内において交付する。

### (事業計画)

第3条 事業を実施し、補助金の交付を受けようとする単位町内会は、別に定める時期までに事業実施計画書(様式1)を会長へ提出しなければならない。

### (事業報告)

第4条 事業を実施した単位町内会は、年度内に事業実績報告書(様式2)に別に定める必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年5月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

| 事業区分（活動内容）   | 世帯数                | 助成金の額（年額）                                  |
|--|--------------------|--|
| 地域コミュニティ基盤強化支援事業<br><br>・清掃活動等<br>・団体活動支援等<br>・不法投棄撤去活動支援  | 50世帯未満             | 20,000円                                    |
|  | 50世帯以上<br>100世帯未満  | 30,000円                                    |
|  | 100世帯以上<br>200世帯未満 | 45,000円                                    |
|  | 200世帯以上<br>400世帯未満 | 90,000円                                    |
|  | 400世帯以上            | 120,000円                                   |
| 防災訓練活動支援事業<br><br>・集会所等で防災訓練を行なった場合<br>（避難所開設、安否確認、炊き出し訓練、<br>危険箇所点検、消火訓練等）  | 年1回                | 30,000円                                    |
| 防災士養成支援事業<br><br>・町内会から1名選定し、防災士資格取得の研修を受けた場合  | 1町内1名まで<br>年1回     | 防災士資格取得のための研修受講料、<br>教本代、受験料及び<br>登録申請料の実費 |
| ふれあい会食サービス事業<br><br>・次の項目すべてに該当する場合<br>①参加人数が5名以上であり、そのうち<br>高齢者（概ね65歳以上）が2名以上<br>いること。<br>②食事を提供すること。<br>③一人暮らし高齢者の近況確認や困りごと<br>と相談を行うこと。 | 年1回                | 20,000円                                    |